

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	大日精工工業株式会社			コード	4116
提出日	2022/6/2	異動(予定)日	2022/6/29		
独立役員届出書の提出理由	2022年6月29日開催の第119期定時株主総会において、社外役員の選任議案を付議するため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	中川 義章	社外取締役	○														○		有
2	長濱 晶子	社外取締役	○														○		有
3	川瀬 進	社外取締役	○												△			新任	有
4	佐藤 幸平	社外監査役	○												△				有
5	山口 秀巳	社外監査役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	中川 義章氏は、非上場企業の顧問を務めておりますが、当社との取引関係はございません。したがって、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと考えます。	陸上自衛隊の将官として長年にわたり組織運営・管理に従事したことと合わせ、その経験を活かして事業会社の顧問を務められたことによる豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会の監督機能強化等、当社経営体制の一層の強化・充実を図ることを期待できる人材であります。また、当社が定める「取締役選任基準」及び「独立社外役員独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ています。
2	弁護士である長濱 晶子氏は、YNM法律事務所(現 長濱・水野・井上法律事務所)のパートナー弁護士として弁護士業を兼職しており、当社は同事務所に対して一部の法的助言業務を委託しておりますが、同氏は当社からの委託業務を担当しておりません。なお、当社から同事務所へ支払う報酬額合計は、当社売上高と比較して僅少であります。したがって、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと考えます。	弁護士としての専門的な知識・経験を有し、特にコンプライアンス・企業法務全般に精通していることから、当社グループのリーガル・リスク・マネジメントやコーポレートガバナンスの強化に資すること及び取締役会の監督機能強化等、当社経営体制の一層の強化・充実を図ることを期待できる人材であります。また、当社が定める「取締役選任基準」及び「独立社外役員独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ています。
3	川瀬 進氏は、当社が製品の販売や原材料を購入する取引先会社の出身ですが、2013年6月に当該会社を退職し、現在に至っています。したがって、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと考えます。	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会の監督機能強化等、当社経営体制の一層の強化・充実を図ることを期待できる人材であります。また、当社が定める「取締役選任基準」及び「独立社外役員独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ています。
4	佐藤 幸平氏は、当社が製品の販売や原材料を購入する取引先会社の出身ですが、2018年6月に当該会社を退職し現在に至っています。したがって、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと考えます。	当社の属する業界に関して業務知識、経験を有しており、このため、ステークホルダーの立場に立った公正で透明性の高い監査が期待できる人材であります。また、独立性の基準として取引所が規定する項目に該当するものはなく、当社が定める「監査役選任基準」及び「独立社外役員独立性判断基準」を満たしていますので、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ています。
5	税理士である山口 秀巳氏と当社は、税務に関する業務委託契約を結んでおりましたが、2021年3月に当該契約を解約しております。また上場会社の社外取締役(監査等委員)を務めておりますが、当社との取引関係はございません。したがって、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと考えます。	税務に関する有識者でありステークホルダーの立場に立った公正で透明性の高い監査が期待できる人材であります。また、独立性の基準として取引所が規定する項目に該当するものはなく、当社が定める「監査役選任基準」及び「独立社外役員独立性判断基準」を満たしていますので、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ています。

4. 補足説明

<p>社外役員の独立性判断基準は、以下の通りです。</p> <p><独立社外役員独立性判断基準></p> <p>以下のいずれにも該当しない者</p> <ol style="list-style-type: none"> 当社の主要な取引先(※)又は当社を主要な取引先とする者の業務執行者(役員、部長クラス、以下同じ。) ※主要な取引先とは、次の一二のいずれかに該当する取引先をいう。 <ol style="list-style-type: none"> 当社の年間連結売上高に占めるその取引先への売上高が2%超であること。 その取引先との取引内容が、当社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供であること。 当社から役員報酬以外の多額(年間1000万円以上)の報酬を受けるコンサルタント、弁護士、公認会計士(その報酬を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体に所属する弁護士、公認会計士) 上記1又は2に最近において(※)該当していた者 <p>※「最近において」とは、その独立役員を社外役員として選任する株主総会の議案の内容が決定された日から現在までの期間をいう。</p> 以下の者の近親者(配偶者又は二親等内若しくは同居の親族) <ol style="list-style-type: none"> 上記1から3の者 子会社の業務執行者(社外監査役については、子会社の業務執行者でない取締役を含む。) <p>※最近においてその会社又は子会社の業務執行者(社外監査役については、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者</p> 上記1から4のほか、独立役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。